

議案第39号

令和4年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 处理面積	10,719ヘクタール
(2) 水洗化助成戸数	30戸
(3) 主要な建設改良事業 下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業	22,222,162千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取 入

第1款 下水道事業収益	44,949,972千円
第1項 営業収益	36,263,397千円
第2項 営業外収益	8,048,347千円
第3項 特別利益	638,228千円

支 出

第1款 下水道事業費用	41,531,976千円
第1項 営業費用	39,060,212千円
第2項 営業外費用	2,417,129千円
第3項 特別損失	34,635千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,989,565 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,329,611 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 20,659,954 千円で補てんするものとする。）。

取　　入

第1款	下水道事業資本的収入	33,478,635 千円
第1項	企　　業　　債	26,094,000 千円
第2項	一　般　会　計　出　資　金	266,338 千円
第3項	国　庫　補　助　金	6,000,000 千円
第4項	負　　担　　金	114,111 千円
第5項	寄　　附　　金	10 千円
第6項	水洗便所等貸付事業収入	30 千円
第7項	基　　金　　繰　　入　　金	999,000 千円
第8項	固定資産売却代金	5,136 千円
第9項	投　　資　　収　　入	10 千円

支　　出

第1款	下水道事業資本的支出	55,468,200 千円
第1項	建　設　改　良　費	22,222,162 千円
第2項	企　業　債　償　還　金	31,131,730 千円
第3項	水洗便所等貸付事業費	30 千円
第4項	投　　資　　費	2,104,278 千円
第5項	予　　備　　費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度 土地借上料	令和5年度から 令和6年度まで	9,138 千円
令和4年度 入江崎余熱利用プール 管理運営委託経費	令和4年度から 令和9年度まで	779,040 千円
令和4年度 下水道アセットマネジメント 関連経費	令和4年度から 令和5年度まで	53,825 千円
令和4年度 下水道管渠維持管理業務関連経費	令 和 5 年 度	532,832 千円
令和4年度 私道共同排水設備修繕工事助成金	令 和 5 年 度	10,000 千円
令和4年度 公共下水道建設事業費	令和5年度から 令和8年度まで	17,205,193 千円
令和4年度 財務会計システム再構築関連経費	令和4年度から 令和5年度まで	1,595 千円
「水洗便所改造等資金融資あっせん」 に伴う金融機関に対する損失補償	令和4年度から 債務消滅時まで	123 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道整備事業	千円 15,211,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 借換債	10,883,000	銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	同上	借入れの日から25か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 納 与 費 3,980,833 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,190,627 千円である。

令和 4 年 2 月 14 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦